○水産業経営支援事業補助金交付要綱

（令和８年８月 21 日経済建設部長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、原油価格や物価の高騰に直面する地域漁業者の支援を目的に、漁業経営の安定化を図るため補助金を交付するものとし、その交付に関しては豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成２年３月 26 日規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業実施主体）

第２条　事業実施主体は、糸満漁業協同組合与根支部及び同瀬長支部（以下「事業者」という。）とする。ただし前記に述べた支部に属さない場合は、個人とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、令和８年８月 21 日時点で市内に住所を有する漁業者であり、沖縄県内のいずれかの漁業協同組合に所属する組合員とし、令和８年 10 月１日から令和８年 11 月 30 日までに事業者へ申請を行った漁業者とする。但し、同一世帯に２人以上の漁業者がいる場合は、交付対象者は１人とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としない。

（１）　特定の宗教又は政治団体のための事業を行っている者

（２）　公序良俗に反する事業を行っている者

（３）　豊見城市暴力団排除条例（平成 23 年９月 28 日条例第 18 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団

（４）　代表者、役員、従業員その他の構成員が、暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員

（補助金）

第４条　前条の規定に該当する漁業者に対し、予算の範囲内で 40,000 円を補助する。

（補助金の加算）

第５条　前２条の規定に該当する漁業者の令和７年１月から 12 月における漁業者の水揚高（以下「水揚高」という。）の合計額に応じ、予算の範囲内で補助金の加算を行う。

２　補助金の加算額は、40,000 円を上限とし、次により算出した加算率に 4,000 円を乗じた額とする。

（１）補助金の加算率は、前条の補助金を水揚高で除した値に 100 を乗じ、10 から差し引き、少数第１位を四捨五入した値とする。

（２）補助金の加算額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第６条　事業者は、水産業経営支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に申請者一覧表（様式第２号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、14 日以内に水産業経営支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号)を交付しなければならない。

２　補助金は予算の範囲以内において交付決定する。

（事業者への申請）

第８条　補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、事業者のいずれかに水産業経営支援事業補助金申請書（様式第４号）を提出するものとする。

（１）　住所が確認できる書類の写し

（２）　漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し

（３）　漁業協同組合が発行する水揚高が確認できる書類

２　申請者が水揚高の確認ができる書類を提出できない場合は、豊見城市が港勢調査で使用する水揚高を適用することができるものとする。

（実績報告）

第９条　事業者は、令和 8 年 12 月 30 日までに、水産業経営支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　水産業経営支援事業補助金申請書（様式第４号）の写し

（２）　対象者別所要額調書（別表）

（３）　住所が確認できる書類の写し

（４）　漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し

（５）　水揚高が確認できる書類の写し

（６）　その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第 10 条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、水産業経営支援事業補助金確定通知書（様式第６号）により、通知するものとする。

（補助金の支払）

第 11 条　補助金の支払は、次に掲げるとおりとする。

（１）　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（２）　補助金の請求は、水産業経営支援事業補助金請求書(様式第７号)を市長に提出するものとする。

２　事業者は、前項の支払を受けた後速やかに、対象者へ当該対象者に係る補助金を支払うものとし、対象者へ支払ったことが確認できる書類を市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の取消）

第 12 条　市長は、事業者が補助事業に関して補助金の交付決定内容又は、これに付した条件等に違反したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第 13 条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の返還を命ずることができる。

附　則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。